

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>平成 29 年の生産緑地法改正を受け、生産緑地地区の指定面積を市区町村が条例で 300 m²を下限に引き下げることが可能になりました。区では都市における農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、「大田区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を平成 30 年 4 月 1 日に施行しました。</p> <p>昨年度、産業振興課が新たな生産緑地地区の申請受付を行ったところ、新規指定の申請があったため、指定基準に適合する生産緑地地区約 0.04ha（1 件）を追加する都市計画変更を行います。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ています。</p>	<p>○生産緑地法改正 平成 29 年 6 月 15 日施行</p> <p>○大田区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例 平成 30 年 3 月 12 日制定 平成 30 年 4 月 1 日施行</p> <p>○令和 3 年 8 月 25 日付 3 都市政緑第 260 号</p>
<p>2 都市計画の変更内容</p>	<p>① 生産緑地地区【番号 21】 位置：大田区西嶺町地内 面積：約 400 m² 新規に指定される生産緑地地区</p> <p>○全体の面積変更 14 件：約 2.01ha から 15 件：約 2.04ha に変更</p>	<p>用途地域について ①第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建蔽率 50% 準防火地域 第一種高度地区</p>
<p>3 公告・縦覧</p>	<p>【公告】令和 3 年 8 月 30 日</p> <p>【縦覧】 期間：令和 3 年 8 月 30 日（月）から 9 月 13 日（月） 場所：大田区まちづくり推進部都市計画課 縦覧者：0 名</p>	

4 今後の予定	<p>【意見書の提出】</p> <p>期間：令和3年8月30日（月）から9月13日（月）</p> <p>意見書提出数：0通</p> <p>周知方法：大田区報とホームページにて行った。</p> <p>○告示</p> <p>令和3年11月下旬（予定）</p>	
---------	---	--